

# 災害対策分野における マイナンバー制度の活用のあり方



岩崎千恵

## CONTENTS

- I マイナンバー制度と災害対策
- II 災害対策分野におけるマイナンバー制度活用の可能性
- III マイナンバー制度とともに災害に備える

## 要約

- 1 社会保障・税・災害対策分野の行政手続を対象に、マイナンバー制度が始まった。個人を特定できる「個人番号」を当該分野で利用することにより、住民・行政双方において手続きを効率化することが期待されている。社会保障・災害対策分野における制度導入は、単なる効率化だけではなく、支援を必要とする人や困っている人が支援申請をより簡易に行うことを助ける手立てとなる。さらには、行政の側が、支援を必要とする人を発見し、迅速かつ適切に支援の手を差し伸べることも可能にする。
- 2 個人番号と対を成す「本人確認」を簡便に行うための「個人番号カード（マイナンバーカード）」、それを電子的に行うための「公的個人認証サービス」をはじめ、より効果的な制度運用のための、複数の情報通信技術を活用したツールが準備されている。個人番号とこれらのツールを災害対策分野に活用することは、被災者への迅速な支援提供と生活再建の実現に寄与すると考えられる。これまでは難しかった住民の安否・所在確認や、被災した住民の遠隔地からの手続きなども可能となる。
- 3 災害発生時にこれらを十分に機能させるためには、何よりも事前の準備が重要であろう。条例制定や事務・システムへの手当てをはじめ、非常時にも情報通信技術が利用できる環境が必要である。また、住民がスムーズに避難し、その後、必要な支援を十分に受けられるよう、制度や手続きを周知することも不可欠である。

## I マイナンバー制度と災害対策

2015年10月以降、国内に住民票を持つすべての住民に付番された個人番号を知らせる「通知カード」の配布が開始され、マイナンバー制度はスタートした。

16年1月からは、社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続において個人番号の利用が始まり、間もなく1年を迎える。

給与所得者であれば、既に勤務先に本人と扶養家族の分を含めた個人番号を提供したであろう。16年に入ってから証券会社などで新規口座を開設した人は、個人番号の提供を求められたはずである。引っ越しの際には、市町村の窓口で通知カード（または個人番号カード）の提出を求められ、通知カードの裏面（または個人番号の表面）に新しい住所が記載されたであろう。

本稿は、災害対策分野におけるマイナンバー制度の活用のあり方について論考するものである。ここでは、制度上の仕組みや、その運用にあたっての現状と課題について整理する。

### 1 災害対策分野における

#### 自治体の個人番号利用事務

個人番号を利用できる事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「番号法」または「マイナンバー法」、以下「番号法」）の別表で規定される。災害対策分野においては、個人番号の利用が可能とされるものとして、以下の3つの事務が規定されている。

- 救助または扶助金の支給に関する事務
- 被災者台帳の作成に関する事務

- 被災者生活再建支援金の支給に関する事務

#### (1) 救助または扶助金の支給に関する事務

災害救助法第7条第5項の「実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」、同法第12条の「扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」を指す。

災害発生時、都道府県知事は、医療・土木建築工事・輸送関係者等の業務に従事する人を、被災者の応急救助業務に従事させることができ（同法第7条第1項）、救助業務にかかった費用は「実費弁償」として支給される。

同じく都道府県知事は、被災者を含む地域住民を救助業務に協力させることができる（同法第8条）。前述の救助業務に従事した人や救助業務に協力した地域住民が、そのために負傷・病気・死亡した場合には、扶助金が支給される。

これらの支給を受けるには申請が必要であり、申請の際には住民票の写しや収入を証明する書類などの添付を求める自治体も多い。

#### (2) 被災者台帳の作成に関する事務

災害対策基本法第90条の3第1項において「市町村長が必要であると認めるとき、被災者台帳を作成することができる」と規定される事務である。同第2項には、被災者台帳の記載（記録）項目が示されている（表1）。

被災者台帳作成の目的は、個々の被災者の被害状況・支援状況・配慮事項などを一元的に集約することにより、被災者支援を総合的

表1 被災者台帳の掲載・記録項目

**災害対策基本法第90条の3**

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥援護の実施の状況
- ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧前各号に掲げるもののほか、**内閣府令で定める事項**

**災害対策基本法施行規則第8条の5（上記⑧の「内閣府令で定める事項」）**

- ①電話番号その他の連絡先
- ②世帯の構成
- ③罹災証明書の交付の状況
- ④市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

かつ効率的に実施することにある。

自治体内部の関連部署・他の自治体・被災者から情報を収集し、個々の被災者を特定して記録を追加する作業を繰り返すことにより、被災者台帳は作成され、運用される。

その作業の過程で、被災者本人の特定が不十分であったり、受け取った情報を被災者台帳に記録する際に間違いが生じたりするなどの問題が発生することも多い。

**(3) 被災者生活再建支援金の支給に関する事務**

被災者生活再建支援法第3条第1項「都道府県は、地域内の被災世帯（自然災害によって住家に被害を受けた世帯）の世帯主の申請に基づいて、被災者生活再建支援金を支給す

る」と規定される事務である。

支援金支給の目的は、被災者の生活再建を支援し、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することである。

支援金の額は住家の被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）によって定められており（同第2項）、被害の程度は被災者の申請により市町村が交付する「罹災証明書」で証明される。

被災者が支援金を申請する際には、罹災証明書のほか、住民票の写し、預金通帳の写しなど、複数の添付書類が必要となる。

上記(1)～(3)のいずれの事務においても、自治体内の他部署や他の自治体が保有する情報が必要となる。各組織はそれぞれに独

立して情報を保有・管理しており、各事務で必要とされる他の組織が保有する被災者の情報を特定し、連携することは容易ではない。

そのため、被災者がこれらの手続きの際に、複数の組織が発行する書類を準備する必要が生じてしまう。

これらの添付書類を廃止して申請者の手間を減らし、事務処理の正確性と迅速化を確保することが、これらの事務で個人番号を利用する狙いである。

なお、罹災証明書は、被災者生活再建支援金をはじめ、さまざまな被災者支援の申請の際、提出あるいは提示を求められる。申請してから実際に証明書が発行されるまで時間がかかることも多く、大規模災害発生時の課題の一つにもなっている。

また、自治体は、条例を定めることにより、上記の事務に加えて社会保障・地方税・防災分野で個人番号を利用することができる（番号法第9条第2項）。

## 2 災害対策分野での

### マイナンバー制度活用の課題

一般に、社会保障・税分野で個人番号が利用されることは知られているが、災害対策分野で個人番号が利用可能となっていることはあまり知られていないようである。これは、当初は社会保障・税分野のみを対象に議論が始まったこと、社会保障や税に関する手続きが恒常的に発生するのに対し、災害対策に関する手続きの大半は、実際に災害が発生した後のことが多いからであると推察される。

また、番号法や災害対策関連の法律において、前述の事務における個人番号の利用が明確に義務とされていないこと、制度開始から

あまり時間が経っていないために制度が社会に十分に浸透していないことなど、さまざまな理由により、災害対策に係る事務におけるマイナンバー制度活用のための整備が成されていない自治体も存在する。

後述するように、熊本地震では上記の課題が重なり、残念ながら、マイナンバー制度が十分に活用されることがなかった。

しかしながら、近い将来、南海トラフ沿いの巨大地震や首都圏直下地震など、大規模な災害の発生が予想されている。また、近年は台風などによる降雨で、想定を上回る規模の被害も相次いでいる。

このような大規模災害発生時に、避難状況などを効率的に把握し、被災者の生活再建支援を迅速に実施するためには、マイナンバー制度を活用することは、極めて有効であると考えられる。地域住民および、それらと直接対峙する自治体とりわけ市町村が、その活用方法を十分に認識するとともに、そのための準備を進めることが必要不可欠である。

## II 災害対策分野における

### マイナンバー制度活用の可能性

野村総合研究所（NRI）およびNRIグループは、これまでに地域再生や防災関連政策などの分野で幅広い提言や支援を行ってきた。

熊本地震においては、熊本県と熊本県益城町に対して震災復興事業を支援している。熊本県には震災復興を実現するための具体的な企画立案への協力と具体方策の検討を、益城町には復興計画の策定など主にソフト面に関する事業を中心とした復興の推進を支援している。

また、1995年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、2011年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に際しては、兵庫県や宮城県の復興計画策定を全面的に支援してきた。

NRIとしては、こういった経験から、災害対策分野における課題を現地現物の観点から認識・整理してきた。さらに、今回本稿の執筆にあたり、筆者は、中央省庁関係者をはじめ、東日本大震災や熊本地震で被災した自治体の関係者、災害対策有識者などにあらためてヒアリングを実施した。なお、ヒアリング先には、NRIから熊本県益城町に常駐支援するメンバーも含まれる。

災害発生前、発災・応急対応、復旧・復興に至る過程における課題の主な代表例を以下に挙げる。

#### ●災害に対する備えにおける主な課題

- 自治体機能の維持（事業継続計画〈BCP：Business Continuity Plan〉・災害復旧〈DR：Disaster Recovery〉）対策
- 災害時の自治体業務（避難所運営・管理を含む）に係る整備
- 避難所の整備
- 住民の災害への備え・避難行動に係る周知・啓発、および住民自身による準備

#### ●発災・応急対応における主な課題

- 自治体機能および避難所機能の維持
- 被害状況、住民の安否情報および居所情報などの情報収集・管理・連携
- 避難行動要支援者などへの適切な対応（緊急医療等に係る有資格者の保有資格確認と情報開示）
- 適切な避難所運営、二次避難への対応（公平な支援物資の供給）

- 被災者への適切な情報提供
- 復旧・復興における主な課題
- 迅速、適切かつ簡易な手続きによる生活再建支援の提供
- 遠隔地に避難した被災者への対応
- 避難生活の長期化への対応

上記の課題のうち、マイナンバー制度の特徴である「付番（個人番号）」「情報連携」「本人確認」を活用、解決し得る仕組みとして、以下の4点を提案する。

- ①安否確認・被災者台帳作成支援
- ②避難所入所者の情報管理支援
- ③緊急時の「電子版非常持ち出し袋」
- ④プッシュ型情報提供による手続支援

以降、これらの課題に関して、マイナンバー制度がどのように活用可能なのか、その手順を含めて説明したい。なお、活用を想定する機能の中には、2017年以降に運用開始あるいは実装予定のものも含まれること、現時点で詳細が不明な部分もあることをご了承いただきたい。

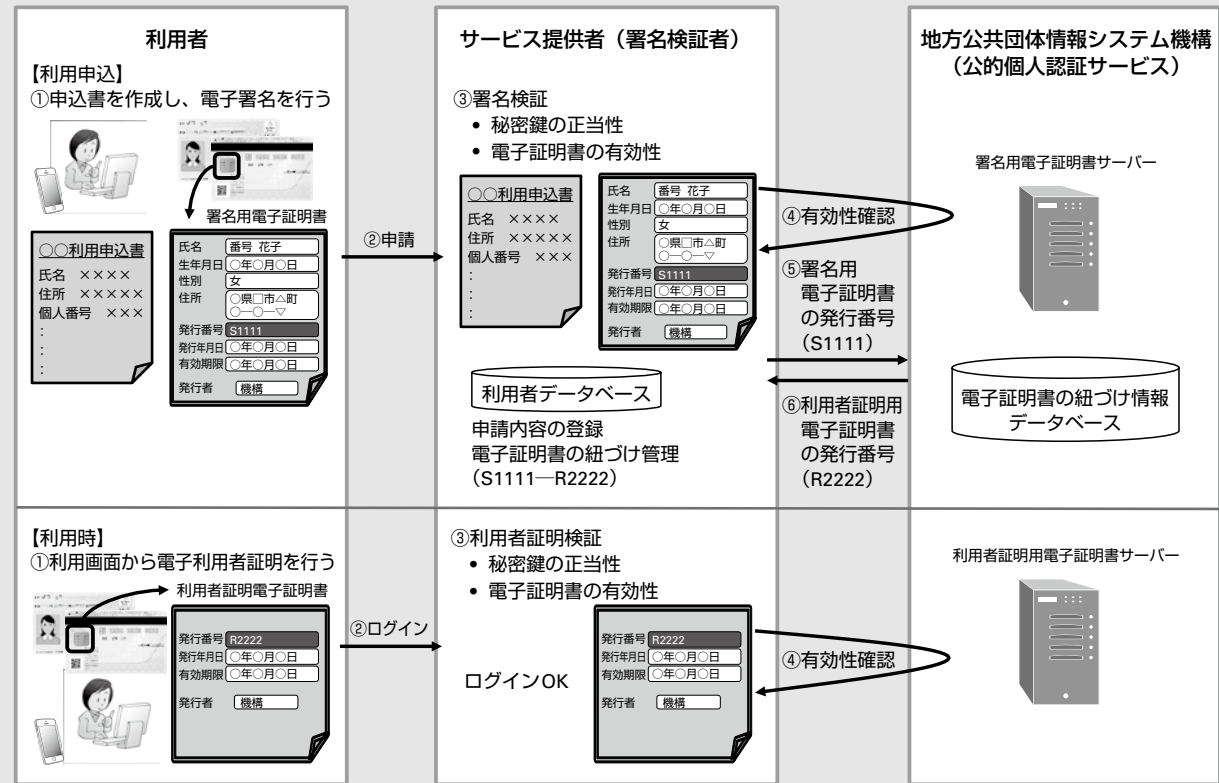
## 1 安否確認・被災者台帳作成支援

災害発生時、自治体は地域住民の状況を把握するため、住民の大まかな安否と避難場所とともに、避難行動要支援者などの居場所を確認する。

「どこに何人いるのか分からない」「支援が必要な人がどこにいるか分からない」。自治体関係者へのヒアリングで最も多かった回答が、住民の避難状況把握の困難さであった。

これは、住民にとって「ここにいるのに気づいてもらえない」「誰も助けにきてくれない」ことを意味する。

図1 公的個人認証の仕組み



出所) 総務省資料より作成

このような場合は、スマートフォンによる公的個人認証サービスを利用することで、迅速かつ正確に地域住民の情報を収集（住民は情報発信）することが可能である。

公的個人認証サービスは個人番号カードのICチップに格納された電子証明書により提供される（図1）が、現在、スマートフォンでのサービス利活用実現に向けた機能検証が実施されている。

事前準備として、以下を行っておく。

- 自治体が署名検証者として発行した利用者証明用電子証明書（以下、利用者証明）を住民のスマートフォンに格納
- 署名検証時に個人番号、4情報（氏名・

住所・性別・生年月日）をデータベース化し、安否確認名簿を作成

災害発生時には、以下を行うことで、被災者台帳の素データを電子的に作成できる。

- 自治体が安否確認メールを住民に発信
- 住民はスマートフォンに格納された利用者証明と位置情報、安否情報を自治体に送信
- 自治体は安否情報と位置情報をデータベース（安否確認名簿）に記録

最初にデータベースを作成する際、避難行動要支援者や緊急医療に係る情報などを付加

しておけば、安否情報や位置情報と併せて、被災者への個別支援提供の助けとなるであろう。

また、作成された安否確認名簿はそのまま被災者台帳として活用したり、既存の被災者台帳システムにデータ統合して活用したりすることができる。

さらに、個々の自治体ではなく、国やそれに代わる機関（以下、「代表機関」）が一括して署名検証者となって安否情報を一元管理し、広域支援に対応することも考えられる。

その場合の運用は、次のようなものになるであろう。

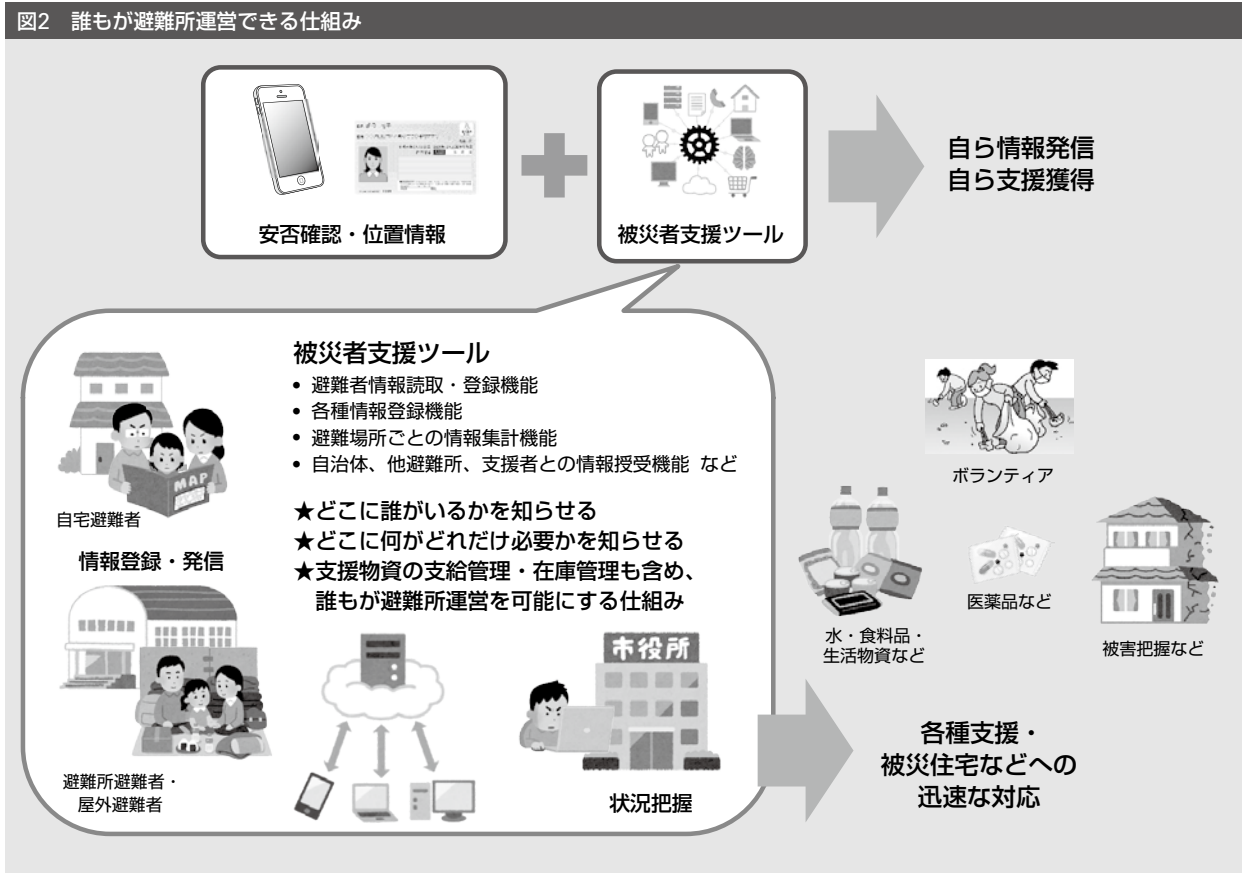
- 自治体が安否確認メールを住民に発信する

- 住民は利用者証明などの情報を代表機関に送信する
- 代表機関は受け取った情報を基に、住民の居住する自治体および実際に滞在している自治体と共有する

このような運用方法であれば、地域外の訪問者を把握・支援することも可能となり、逆に、地域住民が地域外に滞在する際に被災した場合も、滞在している自治体の支援を仰ぐことが可能となる。

また、この仕組みにおいては、住民から受け取る位置情報を精緻化することにより、指定以外の場所が避難所となっていることが推測可能となる。

図2 誰もが避難所運営できる仕組み



実際に指定以外の場所が避難所となっていることが明らかになった場合、自治体はマイナポータル（マイナンバー制度が準備する、個人向け情報提供サイト）を活用して避難所の自主運営を支援する情報を提供したり、避難所の状況に基づいて支援物資を支給したりすることにより、指定避難所で受けられる支援との差異が生じないようにすることが可能となる（図2）。

## 2 避難所入所者の情報管理支援

避難所運営における課題のうち、自治体にとってマイナンバー制度の活用が最初に有効となるのは「避難所入所記録簿（避難者名簿）作成」であろう。

現在、主に行われている手書きの避難者登録カード（入所届）」による入所登録の場合は、効率的に運用するためにシステムへの入力作業が必要である。しかし、作業に時間がかかってしまい、避難所運営に支障をきたすこともある。

このような事態の回避には、個人番号カードの活用が有効である。本人確認を正確かつ迅速に行うことは、運営側・避難者側双方にとって有益な結果をもたらす。

取得できる情報の内容や形式（テキストあるいは画像）により複数考えられるが、ここでは、公的個人認証サービスの活用を一例として挙げる。

事前準備として、以下を行っておく。

- 避難所にICカードリーダーを設置
- 自治体が署名検証して発行したPINなし認証用の利用者証明を個人番号カードに格納
- 署名検証時に個人番号、4情報をデータ

ベース化し、避難所名簿の素データを作成

住民が避難所に入所する際は、次のようにすることで、避難者名簿を電子的に作成できる。

- 避難者の個人番号カードをICカードリーダーにかざす
- 自治体はデータベースを検索・記録する

この情報を、前項で説明した仕組みと連携あるいは統合することで、より効率的で細やかな運用が期待できる。自治体は各避難所の避難者の情報を正確に把握することができ、適正な支援物資の量を見極めることが可能となる。物資の偏りや不足、過剰の回避が見込める。

支援物資を管理するシステムと情報連携することで、より効率的な運用が期待できるであろう。

新潟県三条市では、同様の仕組みを既に実現しており、2016年6月には実際に訓練で使用されている。

被災者台帳を作成する「被災者支援システム」を活用したもので、個人番号カードを所持している場合、カード所持者を含めた世帯員全員の入所登録を一括でできる。避難所へは世帯ごとに避難することが多いため、このような機能は登録作業の迅速化につながる。

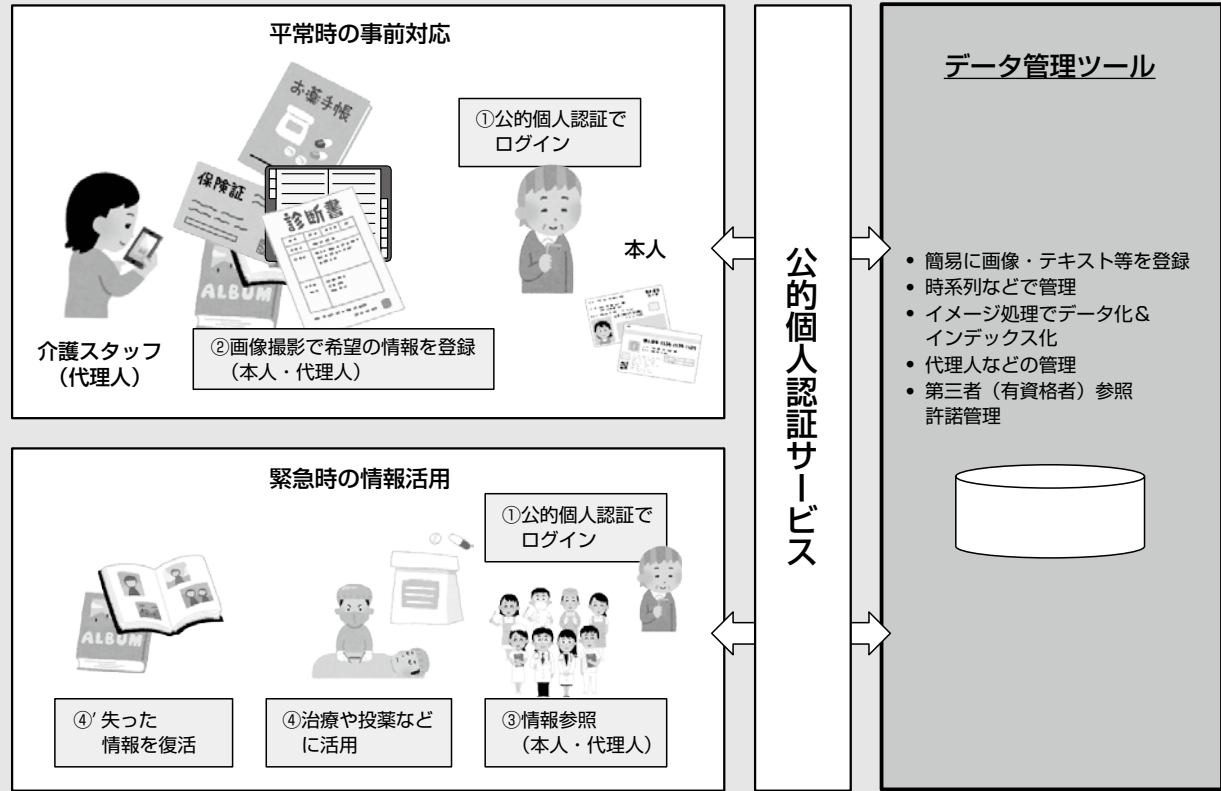
三条市は、過去の災害において、手書き入所届の処理の煩雑さとシステムへの入力作業負荷を経験したことから、この仕組みの開発に至ったという。

## 3 緊急時の「電子版非常持ち出し袋」

被災者救護の際、緊急連絡先が分からな



図3 電子版非常用持ち出し袋



い、病歴や投薬履歴などが不明であるために適切な処置ができないといった事態が発生することがある。

そのような場合は、病院が保有する病歴や投薬履歴などの医療情報を個人番号と紐づけてマイナポータルで参照できるようにし、緊急時には医療関係者が参照できるようにすればよい。しかし現時点において、この方法は実現が非常に難しい。データの所有者の問題や、個人情報の第三者提供の問題が絡んでくるためである。

そこで、本人が所有する情報を活用することを考える。データ管理ツール・公的個人認証サービスを連携し、「電子版非常用持ち出し袋」として活用する仕組みである（図3）。

データ管理ツールは、「イメージデータ・テキストデータなどを簡単に登録できる」「登録したデータを簡単に選択・表示できる」などの機能を備えた汎用性の高いもので、スマートフォンなどを活用し、誰でもどこでも使えるものを想定する。

この仕組みを活用するためには、事前に以下の準備をしておく。

- 公的個人認証サービスを利用し、データ管理ツールにログイン
- 本人または代理人（支援提供者である有資格者）が、必要な情報をデータ管理ツールに登録
- 第三者（有資格者）によるデータ参照の可否を設定

そうすることにより、緊急時には本人または有資格者がその登録情報を参照することができる。

たとえば、お薬手帳をスマートフォンなどで撮影してデータ登録し、いつでも投薬情報を参照できるようにしておく。

本人が登録できない場合は介護スタッフが登録代行を行い、緊急時には有資格者である医師などが参照代行を行うことで、適切な治療や投薬が可能となる。

#### 4 プッシュ型情報提供による 手続支援

被害の状況が明らかになると、災害指定の内容や受けた被害の程度により、被災者はさまざまな支援の申請が可能となる。

災害関連の支援は多岐にわたるため、「分かりにくい」「何度も同じことを書かなければならない」「申請書の受付に時間がかかる」などの問題が発生する。事務を処理する側においては、手書きによる申請のため、文字が判読できない、転記の際に間違い、といったこともあるようである。

また、被災者自身、そもそも支援を受けられることに気がつかず、申請・申告しないままとなってしまう、結果として支援漏れが発生してしまうこともある。

このような事態は、マイナポータルでの活用で回避できる。自治体から被災者にマイナポータルによってプッシュ型で情報を提供し、申請・申告手続、結果通知、証明書発行などをオンラインで実現することが可能である(図4)。

作業の流れとしては、以下が考えられる。

- 自治体が把握した被災者の安否および被

災地の状況とあらかじめ保有している情報とを照合し、支援対象となる被災者をピックアップする

- 該当する被災者に、マイナポータルで支援申請を促す通知を発信する
- 通知を受け取った被災者はマイナポータル上でオンライン申請する
- 自治体は申請内容を処理し、マイナポータルで結果を通知または証明書等を発行する
- 申請・届出に係る進捗や実施状況を被災者台帳に記録する

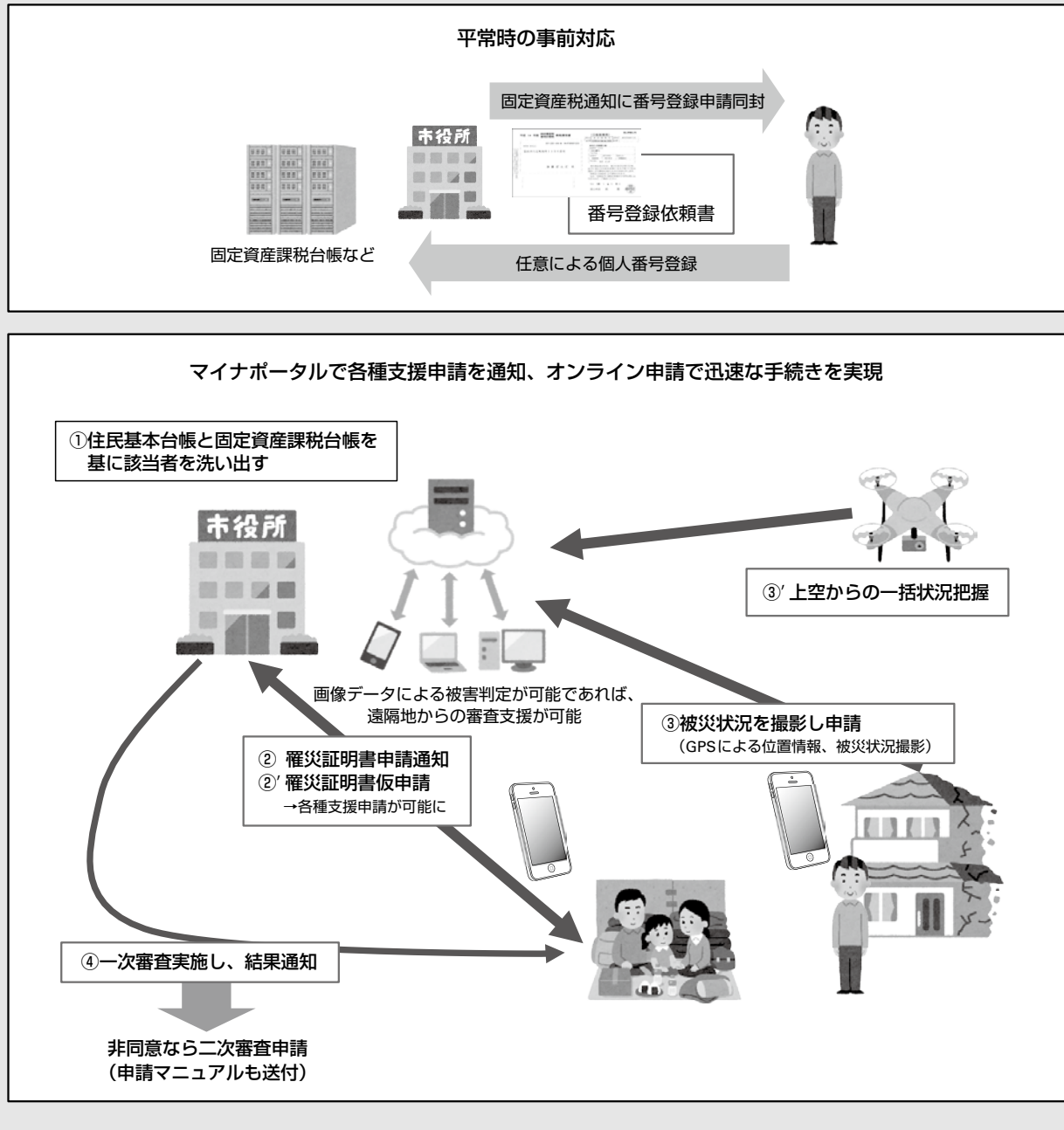
具体的な活用方法として、以下のようなものが考えられる。

- 航空写真などによって、ある地域の建物の被害が甚大であることが分かった場合、住民基本台帳から当該地域の居住者を抽出する。一方で、固定資産課税台帳から所有者(納税義務者と一致している場合)を特定する
- 所有者と居住者が一致した場合には、居住者に罹災証明申請を促す通知を、マイナポータルを利用して発信する
- 通知を受け取った被災者は、マイナポータルで罹災証明書申請の意思を返信する(仮申請の状態、各種の支援申請が可能となる)。その後、被害状況の画像データの添付をもって本申請とする
- 一次審査の結果通知、電子罹災証明の発行もマイナポータル上で行う

マイナポータルを活用する利点としては、以下のことが挙げられる。

- 被災者の申請・申告手続に係る負担軽減

図4 マイナポータルを活用したプッシュ型の被災者支援



- 被災者の利便性の向上（時間と場所を選ばず手続きできる）
- 手書き書類を排除することによる事務の効率化・正確性の実現
- 重複作業の排除（自治体・被災者とも）

- 必要な支援の確実な実施
- 特に、被災者が遠隔地に避難している場合には、この方法は有効なのではないだろうか。また、ボランティアの助けが必要な場合

の支援申し込みにも活用できよう。

被災者に提供される支援の中には、罹災証明書が発行されている（あるいは申請している）ことが条件になっているものも多い。

関連する届出や申請を紐づけることによって、簡易で効率的な手続きを可能とする「被災者支援ワンストップサービス」のマイナポータルでの提供を期待する。

### Ⅲ マイナンバー制度とともに 災害に備える

2016年4月、制度開始から日が浅いこともあって、全国の市町村はマイナンバー制度そのものの導入への対応に追われていた。制度活用において特に重要な役割を担う個人番号カードの交付申請がピークを迎えていたにもかかわらず、カード管理システムのトラブルによって交付業務が滞っていた時期でもある。

そのような状況下、熊本地震は発生した。

熊本地震で被災した自治体においては、制度の適用や利便に不安がある、地域住民に個人番号カードが普及していない、情報漏洩が心配、などの理由によって、活用の準備のいかによらず、マイナンバー制度は活用されなかった。

一方、被災した地域住民からは「マイナンバー制度が災害対策分野でも使えることを知らなかった」「なぜマイナンバー制度を使わないのか」「個人番号カードを提示したら支援金が支給されるのではなかったのか」との声も聞かれる。

残念ながら、制度は導入されたものの制度への理解が十分でない、活用の前提となるツ

ール（個人番号カード）が普及していない、制度活用を前提とした事務手続やシステムが整備されていない・習熟が不足しているなど、制度活用の準備が十分に整っていなかったということであろう。

大規模災害発生時には、短時間に大量の事務処理が求められる。マイナンバー制度を活用することにより、飛躍的な効率化は見込めるが、自治体・地域住民双方で十分な準備が必要である。

このような状況を踏まえ、今後起こり得る災害に際して、マイナンバー制度を活用するために自治体や地域住民はどう備えるべきかについて、以下に述べる。

#### 1 自治体はどう備えるべきか

##### (1) マイナンバー制度を十分に活用するため、必要な環境を整備する

番号法の規定のみによる個人番号利用では事務の範囲が限定されるため、十分に活用できるとは言い難い。

「条例の整備が不十分なために個人番号を利用できない」（住民の不利益）、あるいは「条例の整備が不十分なのに個人番号を利用してしまった」（職員の法令違反）というような事態は避けたい。

法令違反を回避し、住民と職員とを守るためにも、条例の整備は不可欠である。

##### (2) すべての住民が適切な支援を受けられる環境を維持する

災害発生時にも自治体機能を維持し、本人確認や情報発信・収集・連携を迅速・確実に行うための事務・システムを整備し、継続的に利用できるようにしておく必要がある。特

に、非常用電源と通信環境の維持管理は重要である。

マイナンバー制度を活用する・しないにかかわらず、被災により自治体の機能が失われ、業務を継続することができない、あるいは長期間にわたって災害復旧できないことは避けなくてはならない。

### (3) 住民に個人番号カードの有用性を周知する

自治体がマイナンバー制度活用環境を整えても、住民が個人番号カードを持っていないれば十分な制度の活用は叶わず、自治体・住民の双方が報われない。自治体は窓口での住民への声かけなどにより、カードの普及活動をしてみてはいかがだろうか。

また、普段からカードを携帯する、実際に使う機会を作ることも重要であろう。

避難所入所システムを導入したら、避難訓練のときは「避難所で個人番号カードをかざす」を必ず実施する。訓練時のカード保持率（実際に持ってきた人の割合）を記録し続けると、実際に災害が起きた際、避難人数の推計が可能となる。

## 2 住民はどう備えるべきか

### (1) 居住している市町村Webサイトの

#### 「防災」ページを確認する

普段の生活において災害対策・防災を常に意識することはあまりない、というのが正直なところではないだろうか。マイナンバー制度とは直接関係ないところではあるが、災害に対して意識を高めておくことが、まずは重要であろう。居住する地域でどのような災害が予想されているか。それに対して、各自で

必要な対策を考え、備えておく。

また、市町村の防災への取り組みを広報誌やWebサイトなどで確認することも重要であろう。ハザードマップや指定避難所の場所、災害に備えて自治体がどのような対策を立てているか、災害発生時に自治体は地域住民にどのような行動を期待しているか。勤務先の市町村のWebサイトの防災ページも同様に確認する。

### (2) 個人番号カードを申請し、交付を受ける

個人番号カードは、日本に居住し、住民票を持つすべての住民が、無条件に持つことができる身分証明書である。住民が有する権利ともいえる。

まだカードを持っていない場合は、たとえ居住している自治体が避難所入所システムを導入していないとしても、ぜひ交付を受けるべきである。

既に持っている人は、できるだけ常時携帯する習慣をつけておく。

個人番号カードは今後、個人番号を提供する以外の、さまざまなシーンで活用することが増えるはずである。

## 3 国・中央省庁への期待

災害が発生したとき、地域住民に直接対峙し、寄り添っていくのは自治体である。地方自治の観点からも、自治体が責任をもって地域住民のための仕組みを作り、運用していくことは重要なことであろう。

しかし、災害は特定の自治体に限られた範囲で起きるわけではない。特に被害の規模が広範囲にわたった場合、複数の自治体で情報

を連携する必要がある。

すべての市町村において共通して実施されるもの（被災者台帳や被災者支援に係る基本的な手続きなど）については、大きな負担なく利用できる共通の仕組みを準備するなど、災害発生時における自治体間の情報連携を容易にする方策を期待する。

#### 4 自助・公助を機能させる 仕組み作り

マイナンバー制度を正しく理解し、災害対策分野で活用することは、被災者一人一人に寄り添い、適切な支援を迅速に漏れなく提供する助けとなるであろう。

加えて、自治体職員や避難所運営ボランティア（ともに被災者のケースが多い）の負担軽減の助けとなるはずである。

住民には「こんな大変な状況なのに、機械で対応するなんて！」という向きもあろう

が、手作業の時間が短縮された分、被災者からの相談を受ける時間を増やせたり、運営者の負担を減らしたりもできるのである。

自助・共助・公助という言葉がある。震度5以上の地震が頻発するだけでなく、1時間あたり50mmを超える豪雨に伴う水害や土砂災害も頻発するような状況下では、従来のように自治体職員やボランティアなどの献身的な活動（公助）に頼るだけでは無理がある。今後起こり得る災害において、自助・共助を機能させ、迅速に被災者の生活再建を図るためにも、一刻も早くマイナンバーを活用した災害対策に向けた仕組み作りが求められる。

#### 著者

岩崎千恵（いわさきちえ）

未来創発センター制度戦略研究室上級研究員

専門は金融・社会関連の制度研究